

災害時における物資供給に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害時における必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、以下の内容で合意し「災害時における物資供給に関する協定書」（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、浦安市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

（協力）

- 第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し業務に支障のない可能な範囲において協力するものとする。

（物資の範囲及び報告）

- 第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるものとする。なお、乙は甲から物資供給の要請を受けた時は、当該物資について供給の可否・供給可能な日時・数量等について甲に報告するものとし、甲乙協議の上で決定するものとする。
- (1) 乙が保有する食料品及び生活必需品等の物資
- (2) その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

- 第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じて指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙又はその業務委託先（以下総称して「乙等」という。）が行うものとする。ただし、乙等が当該運搬を行うことができない場合は、甲又は甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。
- 2 甲は前項の引渡場所において、物資の品目、数量等を確認の上、物資を受領するものとし、受領後は、速やかに乙に書面による受領書を交付するものとする。

（車両の通行）

- 第5条 甲は、乙等が物資を運搬及び供給する際に使用する車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（物資等の費用）

- 第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求書に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。
- 2 物資の代金は、災害発生の直前における適正な価格とする。
- 3 第4条第1項の物資の運搬について、乙が引渡場所までの運搬に要した費用は甲と乙が協議して定めるものとし、甲が負担するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に運用するため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(協議)

第8条 本協定について疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに、甲乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がないときは、本協定は有効期間満了日の翌日より更に1年間同一条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(解約)

第10条 本協定は、解約日の1カ月前までに書面により相手方に通知することで解約することができるものとする。

附則 甲乙間で平成12年11月13日付締結された「協定書」については、本協定の締結日をもって失効するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年8月1日

千葉県浦安市猫実1丁目1番1号
甲 浦安市
浦安市長 内田 悅嗣

東京都千代田区二番町8番地8
乙 株式会社イトヨーカ堂
代表取締役社長 三枝 富博